

# 外国人技能実習生 事業のご案内

協同組合  
都市環境開発センター





新時代のニーズにフレキシブルな対応ができる、協同組合都市環境センターは、技術コンサルタントサービスを専門的なノウハウでコンサルティングすることにより、従来にない高度技術を提供し、総合的な見地から諸事業に寄与することを目的といたしております。

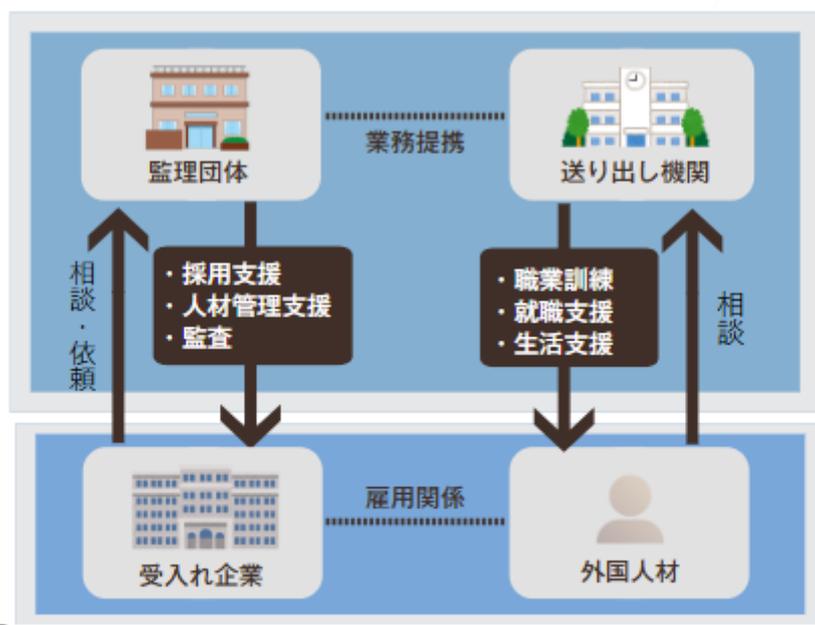
### 経営理念

礼儀正しく、健康良好な青年そして体力な  
る就労育成外国人を企業に配属すること

業種別でしっかり職業訓練  
された人材を受け入れること。

日本における技能実習生を  
管理し、ケアすること。

お客様の要望に応じてお役立ちたいと考え、日本の企業様と  
ベトナム・中国その他の諸外国の工業化の発展に貢献すること



都市環境開発センターは、企業様に外国人材のコンサルティングや支援をしている会社です。

## 受入れ仕組み



**対象** 外国人技能実習生  
2027年～ 育成就労外国人

**職種** 食品製造関係、農業関係、  
漁業関係、機械・金属関係、  
繊維・衣服関係、建設関係、  
機械・金属関係など



### ◆ 受入れ期間

入国・講習  
(1か月)

1号技能実習  
(1年目)

2号技能実習  
(2～3年目)

- (※) 第1号技能実習は目標とされる技能水準が初級、在留期間は入国から1年間です。
- (※) 第2号技能実習は目標技能水準を専門級（3級）とし、82種146作業の実習が求められています。こちらが3年間の在留期間を認められた資格です。
- (※) さらに優良な管理団体・実習生に限定した措置として第3号技能実習があり、在留期間が5年間まで延長されます。

### ◆ 受入れが可能な人数

- (※) 企業が初めて1号を受け入れる際の人数枠は、企業の常勤職員総数によって下記のように設定されています。

| 常勤職員総数        | 受入可能人数       |
|---------------|--------------|
| 301人以上        | 常勤職員総数の20分の1 |
| 201人以上300人以下  | 15人          |
| 101人以上 200人以下 | 10人          |
| 51人以上 100人以下  | 6人           |
| 41人以上 50人以下   | 5人           |
| 31人以上 40人以下   | 4人           |
| 30人以下         | 3人           |

2号に移行した場合の受入れ人数

1年目
2年目
3年目
4年目

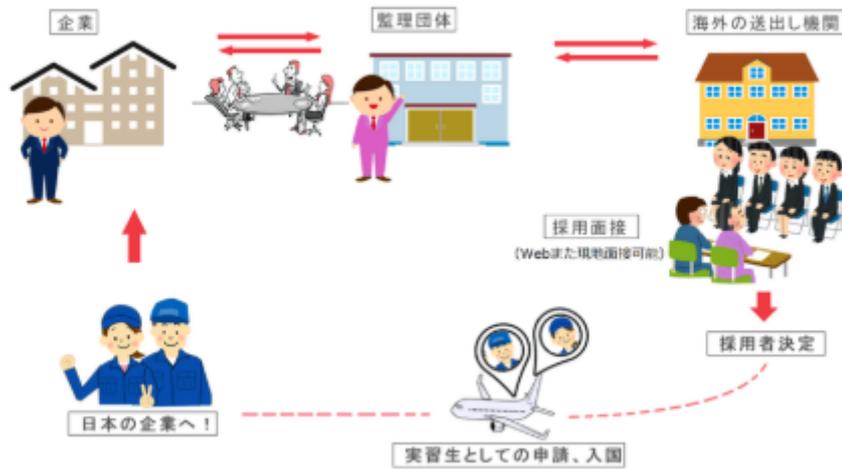
第1期
第2期
第3期
第4期

最大受入れ人数 3人
6人
9人
9人

- (※) 従業員が2人以下の場合、その常勤職員数を超える人数を受入れることはできません。
- (※) 常勤職員数とは、雇用保険に加入している社員の数です。
- (※) 実習実施者である受け入れ企業と監理団体がともに優良認定を受けた場合は、実習生が試験に合格すれば3号に移行でき、また、基本人数枠も増やすことができます。

# 受入れ流れ

一から丁寧にサポート



- |        |                        |  |
|--------|------------------------|--|
| 約6ヶ月   | <b>1</b> お問い合わせ        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れのご相談</li> <li>・技能実習生制度の説明、組合ご加入</li> </ul>  |
|        | <b>2</b> 募集・候補者選考      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業様と海外現地面接を実施</li> <li>・日本語力、能力確認テストの実施</li> </ul>   |
|        | <b>3</b> 入国前講習・入国申請    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約、宿舍・生活用品の手配</li> <li>・必要書類のご用意</li> </ul>  |
| 滞在期間3年 | <b>4</b> 入国・入国後講習      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空港迎え</li> <li>・日本語講習、日本の生活の講習</li> </ul>   |
|        | <b>5</b> 技能実習1号（約11ヶ月） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能試験検定</li> <li>・2号資格変更許可申請</li> </ul>   |
|        | <b>6</b> 技能実習2号（2～3年）  | <p style="text-align: center;">- その他サポート -</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 日本語講習、日本語検定</li> <li>✓ 日常、緊急トラブル等</li> </ul> |
|        | <b>7</b> 3年終了後技能実習生帰国  |  |



実際に受入れを開始するまでには、入国許可のための申請にお時間が必要となります。

## 配属とアフターフォロー



### 在留資格申請

組合は必要書類をまとめ、合格者の入国手続きを出入国在留管理局に申請致します。技能実習生からの面接終了か入国するまでに約6か月必要となります。在留資格認定書が入国管理局より組合に届き次第、海外の日本大使館に送り、入国ビザの発給手続きを行い日本へ入国します。



### 入国後の1ヶ月～

入国後、約1ヶ月組合の学校又は、組合指定の公共施設にて行います。日本で生活する上での日本の生活マナー、道路交通法、実践的な日本語及び、法律を教えます。特にゴミの分別などは自治体により異なりますので、実習生が配属される市町村の分別方法を教えます。



### 技能実習生を受け入れるためには

雇用契約を結ぶ必要があります。

#### 提出必要書類（法人）

- ① 履歴事項全部証明書
- ② 貸借対照表の写し(※)
- ③ 損益計算書の写し(※)
- ④ 法人税の確定申告書の写し(※)
- ⑤ 法人税の納税証明書(※)
- ⑥ 役員の住民票の写し

(※)直近2事業年度

#### 提出必要書類（個人事業）

- ① 申請者の住民票の写し
  - ② 直近2年度の納税申告書の写し
- ※いずれの場合も
- ① 雇用保険被保険者台帳照会
  - ② 労働保険加入証明書





## よくあるご質問



- Q** 宿泊施設は、用意しなければなりませんか？
- A** 生活をする上で必要となる空間と設備を要しなければなりません。生活備品も用意していただく必要があります。
- Q** 受け入れる条件はありますか？
- A** 申請する職種に関して5年以上の経験を有する者がいなければなりません。
- Q** 申込後、すぐ実習生を受け入れることはできますか？
- A** できません。技能実習開始までに外国を含めた手続きですので約5～7か月かかります。
- Q** 技能実習生は年間に何人ずつ受け入れられますか？
- A** 受入れ人数枠が受入れ企業の従業員数により決まっています。30人以下であれば、毎年3人ずつの受入れが可能です。
- Q** 最初から5年間の受入れが可能ですか？
- A** いいえ。受入れ企業が優良認定を受ける必要があります。また、実習生も技能検定試験3級に合格しなければなりません。
- Q** 受入れ企業が気をつけることは？
- A** 労働基準法に反する行為（最低賃金割れなど）等には気を付けなければなりません。



### 技能実習生を受け入れるために

安心の受入れ体制を整えております。

#### 行政書士のフォロー

行政書士と連携し、技能実習生が安心して実習に取り組めるよう、法的・制度的なサポート体制を整えています。ビザ申請や契約書の作成、文化・制度への理解支援など、実習生の不安を軽減し、受け入れ企業との円滑な連携を促進します。

#### 公認会計士のフォロー

公認会計士と連携し、技能実習生が安心して実習に取り組めるよう、経理・制度面からのフォロー体制を整えています。適切な報酬管理、社会保険の対応、税務関連の確認など、透明性の高い運用で、実習生の権利保護と企業の制度遵守を両立します。





## 実習生の受入れ様子



入国・出国の様子



決起会・懇親会の様子



## 会社概要

従来にない高度技術を提供し、総合的な見地から諸事業に寄与することを目標としています。

名 称 協同組合都市環境開発センター

本部所在地 〒466-0847 愛知県名古屋市昭和区長池町五丁目16-5

電 話 番 号 052-858-3950

F A X 052-858-3951

認許行政庁 法務省・厚生労働省 許可

設 立 昭和64年 4月

職業紹介事業の許可等 特別の法人無料職業紹介事業  
一般管理事業・許可番号：許1706001438  
登録支援機関：19登-001948



人材育成を行い  
国際貢献をする



## 協同組合都市環境開発センター

〒466-0847 愛知県名古屋市昭和区長池町五丁目16-5 TEL 052-858-3950  
FAX 052-858-3951 Mail:tkk@pure.ocn.ne.jp  
— 外国人技能実習生受入れ事業 —